

設工認申請の手続き案について

1. RFSにおける許認可対応の経緯と設備の状況

RFS 使用済燃料備蓄センターは、2010年5月に事業許可を取得し、同年8月に設工認の認可を取得したが、その後、新規制基準が制定され、新規制基準に適合させた事業変更許可を2020年11月11日に取得した。

設工認については、既認可の設工認に対する変更申請の審査中であったが、昨年4月より審査が中断している。

現状では、全ての設備が新規制基準対応で変更申請を行う必要がある(a)ことに加え、新規制基準対応として新設が必要な設備(b)や新たに設工認申請に必要な既設設備(c)が存在している。

- (a) 改造、申請書記載内容変更要：金属キャスク、受入設備、計測制御系統施設、放射線管理設備等
- (b) 新設設備：電気設備の一部（軽油貯蔵タンク（地下式））、津波対応設備
- (c) 新規設工認申請要の既設設備：圧縮空気供給設備、共用無停電電源装置、通信連絡設備、不法侵入防止設備、消防用設備

なお、金属キャスクについては、上記第1回申請分の他に現在以下の申請状況となっている。

- ・第2回申請（タイプ2：8基（旧基準にて認可済、製造中（使用前検査受検中）））
- ・第3回申請（タイプ2：13基（旧基準にて認可済、製造中（使用前検査受検前）））

2. 設工認認可に係る申請手続き

炉規制法第四十三条の八では、施設の設置又は変更の工事の計画の認可申請（第1項申請）及び工事の計画の変更の認可申請（第2項申請）があるが、上記1.にて記載の通り、審査中の変更申請を補正することでは、その内容が著しく複雑となることから、審査中の変更申請を取下げ、新たに既工認の第2項申請を行うこととする。

第2項申請にあたっては、認可後の設備設置工事期間を確保したい設備があることから、対象設備について順次申請することとする。

金属キャスクについては、貯蔵建屋等他の設備とは異なり、今後複数の型式で貯蔵することとなり、同型式のものを長期に渡って順次貯蔵を行っていくことから、今後の手続き

の利便性を向上させるため、その他の設備の第2項申請とは切り離し、新たに第1項申請を行うこととする。(第1項申請の際にタイプ2→タイプ2Aとして申請する)

なお、新検査制度が施行されたため、第1回設工認変更申請の取下げのタイミングで旧制度に基づき申請し工事製造途中の使用前検査申請(第1回から第3回設工認分)を取り下げ、新しい設工認を取得した段階で、使用前確認申請を行うこととする。但し、旧制度に基づき工事製造している施設については、新制度でも使用できるよう受検済の検査結果の利用などその活用方法について別途調整することとしたい。

3. 別紙

設工認の申請方法について

以上

設工認の申請方法について

1. 申請のイメージ（図－1 参照）

- 審査中の設工認変更申請（第2項申請）を取り下げる。
- 金属キャスクは貯蔵が完了した段階で随時搬出されることから、金属キャスク関連施設の使用完了時期は他の施設と異なるため、現行の第1回設工認から金属キャスクを削除し、第1回設工認は金属キャスク以外の施設について第2項申請を行う。削除した金属キャスクは別の設工認として第1項申請する。なお、今回タイプ2Aが許可され、タイプ2Aはタイプ2とハード設計は同じで、使用済燃料収納条件はタイプ2の条件を包絡しているため、新たにタイプ2Aとして設工認申請する。
- キャスク津波防護対応で電気設備の一部の追加工事を早めに着手したいため、金属キャスク関連以外の施設については、最初に電気設備の第2項申請を行い、その後それ以外の施設を第2項申請する。
- 新検査制度が施行されたため、第1回設工認の第2項申請の取下げのタイミングで、旧制度に基づき申請し製造途中の使用前検査申請（第1回から第3回設工認分）を取り下げ、新しい設工認を取得した段階で、製造途中の施設も含め使用前確認申請を行うこととする。但し、旧制度に基づき製造している施設については、新制度でも使用できるよう受検済の検査結果の利用などその活用方法について別途調整することとしたい。

2. 金属キャスクの許認可手続き（図－2 参照）

現在申請している第1回設工認の変更申請を取り下げ、新たに設工認の変更申請及び金属キャスクの認可申請を行うが、金属キャスクの許認可の手続きは以下の通り実施する。

- 金属キャスクについては、今後複数の型式で貯蔵することとなり、同型式のものを長期に渡って順次貯蔵を行っていくことから、設工認の認可申請では、基数を記載せず型式毎の申請を行うこととする。
- 使用前確認申請については、認可された型式毎に基数を記載せずに申請することで進めたいが、その具体的な検査方法、確認証の取得方法等については、今後調整して決めていきたい。
- タイプ2とタイプ2Aのハード設計は同じであることから、製造途中のタイプ2はタイプ2Aとして使用することとし、タイプ2の検査記録を使用してタイプ2Aの使用前事業者検査を行う。（製造途中の貯蔵架台も同様）

以上

図-1 申請のイメージ

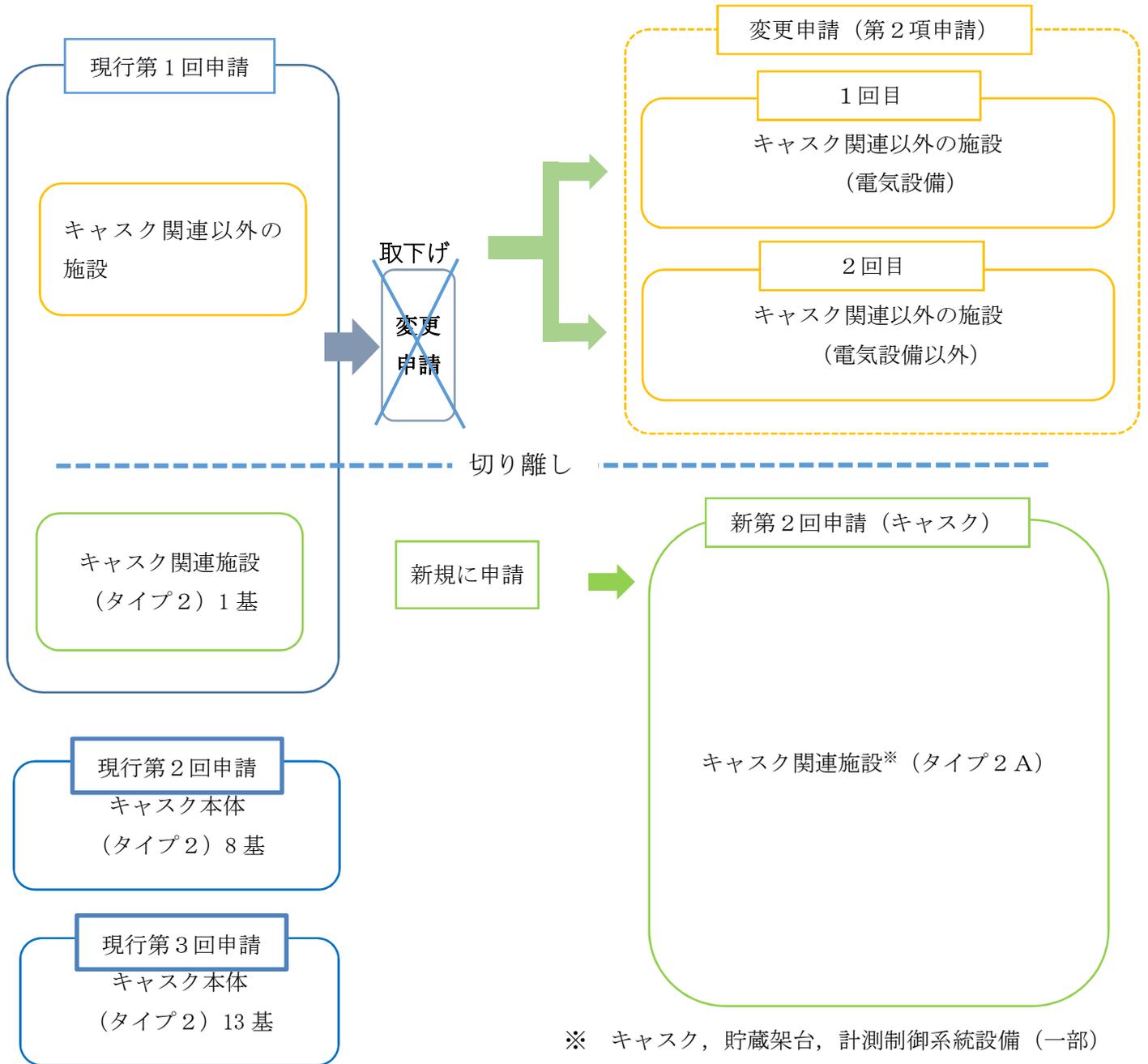
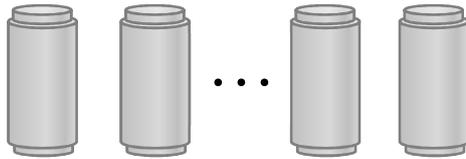


図-2 金属キャスクの申請及び使用前確認のイメージ

設工認申請

<現行>



1年での貯蔵分の基数を認可申請

<今後>



申請 (タイプ●)

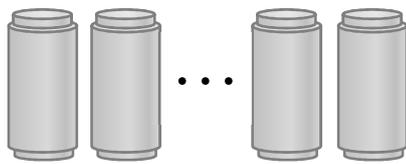


申請 (タイプ▲)

型式毎の申請

使用前確認申請

<現行>



使用前申請 (●基)

設工認申請単位で申請

<今後>



型式毎の申請

以上

五、使用済燃料貯蔵施設の工事計画（至近の工程）

項目	2019		2020		2021		2022		2023		2024		2025	
	年度	月	年度	月	年度	月	年度	月	年度	月	年度	月	年度	月
主要工程					△追加工事の開始		△*事業開始 △*金属キャスク搬入・据付け	△金属キャスク搬入・据付け						

*設計及び工事の計画の変更の認可を取得して追加工事を開始するときに、法第四十三条の七第二項に定める工事計画の変更の届け出を行う。

事業開始までの工程

項目	2020年度		2021年度		備考
	年度	月	年度	月	
事業変更許可 設工認 保安規定変更認可 対策工事（使用前事業者検査） （その他手続き）					
					事業開始☆

枠囲みの内容は商業機密に属しますので公開できません。